

## 新たな大都市制度の検討について

### 1 新たな大都市制度における広域連携・財政調整に関する研究会

「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》の策定を受け、大都市とその他の地域の「広域連携」や「財政調整」の具体的な仕組みを提案するために設置

#### (1) 委員

座長	辻 琢也	一橋大学大学院教授（行政学・政治学）	広域連携部会長
座長代理	青木 宗明	神奈川大学教授（財政学、地方財政論）	財政調整部会長
委員	池上 岳彦	立教大学教授（財政学・地方財政論）	財政調整部会
	伊集 守直	静岡県立大学講師（財政学・地方財政論）	財政調整部会
	伊藤 正次	首都大学東京教授（行政学）	広域連携部会
	大杉 覚	首都大学東京教授（行政学・都市行政論）	広域連携部会
	川端 康之	横浜国立大学教授（租税法）	財政調整部会
	半谷 俊彦	和光大学教授（財政学）	財政調整部会

#### (2) これまでの活動状況及び今後の予定

開催日	会議	主な内容
平成 22 年 10 月 14 日	第 1 回研究会	検討の進め方、課題整理
平成 22 年 11 月 15 日	第 1 回広域連携部会	広域連携で解決すべき課題等について
平成 22 年 11 月 24 日	第 1 回財政調整部会	財政調整に関する検討の視点等について
平成 22 年 12 月 6 日(予定)	第 2 回研究会	論点整理 ①
平成 23 年 1 月 28 日(予定)	第 3 回研究会	論点整理 ②
平成 23 年 3 月下旬(予定)	第 4 回研究会	論点整理 ③

※ 部会については、必要に応じて適宜開催。平成 22 年度内に中間取りまとめ予定

<参考資料 1：第 1 回研究会討議資料>

### 2 広報・啓発の取組状況（新たな大都市制度に関する市民PR関係）

#### (1) 「横浜市が目指す新たな大都市制度」パネル展

- 平成 22 年 9 月 9 日（木）から 12 日（日）まで 都筑区役所
- 平成 22 年 11 月 6 日（土） 栄区民まつり
- 平成 22 年 11 月 27 日（土）から 28 日（日）まで 地域デビュー応援フェア

【裏面あり】

(2) リーフレット「横浜市が提案する『新しい大都市制度』ってなあに？」

平成 22 年 10 月 15 日から配布開始

＜参考資料 2：リーフレット「横浜市が提案する『新たな大都市制度』ってなあに？」＞

(3) 地域主権改革シンポジウム in 横浜「未来の活力ある都市をめざして」

主催：指定都市市長会、共催：横浜市

日時：平成 23 年 1 月 30 日（日）13 時 30 分から 16 時まで

場所：はまぎんホールヴィアマーレ

内容：基調講演 「私が考える地方分権改革と新たな大都市制度」

宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授

座談会 「大都市の魅力と可能性」

宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授

朝岡 聡 フリーアナウンサー

林 文子 横浜市長

＜参考資料 3：地域主権改革シンポジウム in 横浜 ちらし＞

### 3 指定都市市長会等の取組状況

(1) 「国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）に対する指定都市市長会の提案」

（平成 22 年 10 月 7 日、第 7 回地域主権戦略会議に提出）

- 住民に最も身近な基礎自治体である指定都市に国の出先機関の事務・権限を一元化
- 優先的に移譲を求める事務・権限（抜粋）
  - ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
  - ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施
  - ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（指定都市域内で完結する河川）
  - ・旅客自動車運送事業の許認可等

＜参考資料 4：国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）に対する指定都市市長会の提案＞

(2) 川崎市の新たな大都市制度創設に関する方針について

- 「地方分権の推進に関する方針」（平成 22 年 10 月 19 日）において公表

＜「新たな特別市」の基本的な考え方＞

- ・県に包括されない、県域から独立した地方自治体
- ・真に国が担うべき事務権限以外の市域に及ぶすべての事務権限を担う。
- ・すべての地方税を一元的に課し、徴収する。
- ・「新たな特別市」は、行政区を単位とし、その特性を最大限に生かしながら市民による自治の充実を図る。

＜参考資料 5：川崎市「地方分権の推進に関する方針」（概要）＞



**第1回  
新たな大都市制度における  
広域連携・財政調整に関する研究会**

**会議資料**

## ● 本日の説明項目等

### 1 横浜の現状・課題

- 横浜市の概要 ■ 生活圏・経済圏からみた横浜の現状
- 市民意識調査からみた横浜の現状
- 基礎データからみた指定都市の中の横浜
- 横浜市のおゆみ(大都市制度関連) ■ 指定都市制度の課題

### 2 新たな大都市制度創設の基本的考え方

- 新たな大都市制度に向けた基本姿勢、基本的枠組み
- 大都市制度への否定的意見に対する考え方

### 3 検討の方向性

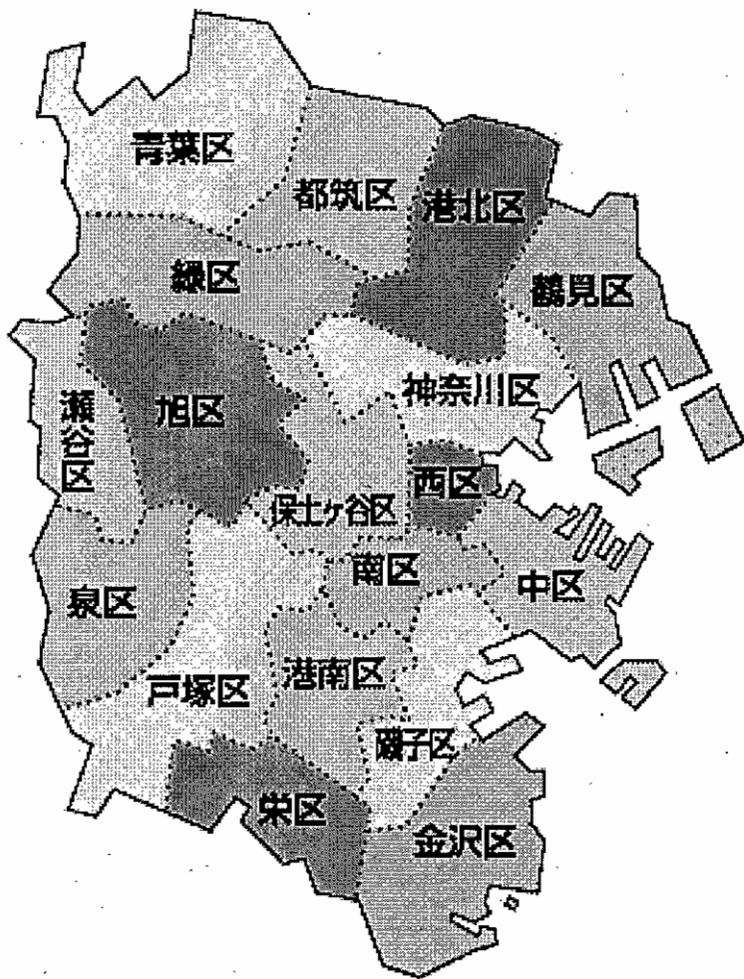
- 研究会における検討項目
- 検討の視点

など



# 1 横浜の現状・課題

## ● 横浜市概要



●人口 3,681,279人

— 全国第2位の規模  
(市としては最大)

— 中堅国家の規模に相当

●面積 434.98km<sup>2</sup>  
(以上平成22年9月1日現在)

●1939(昭和14)年に  
現在の地域に。

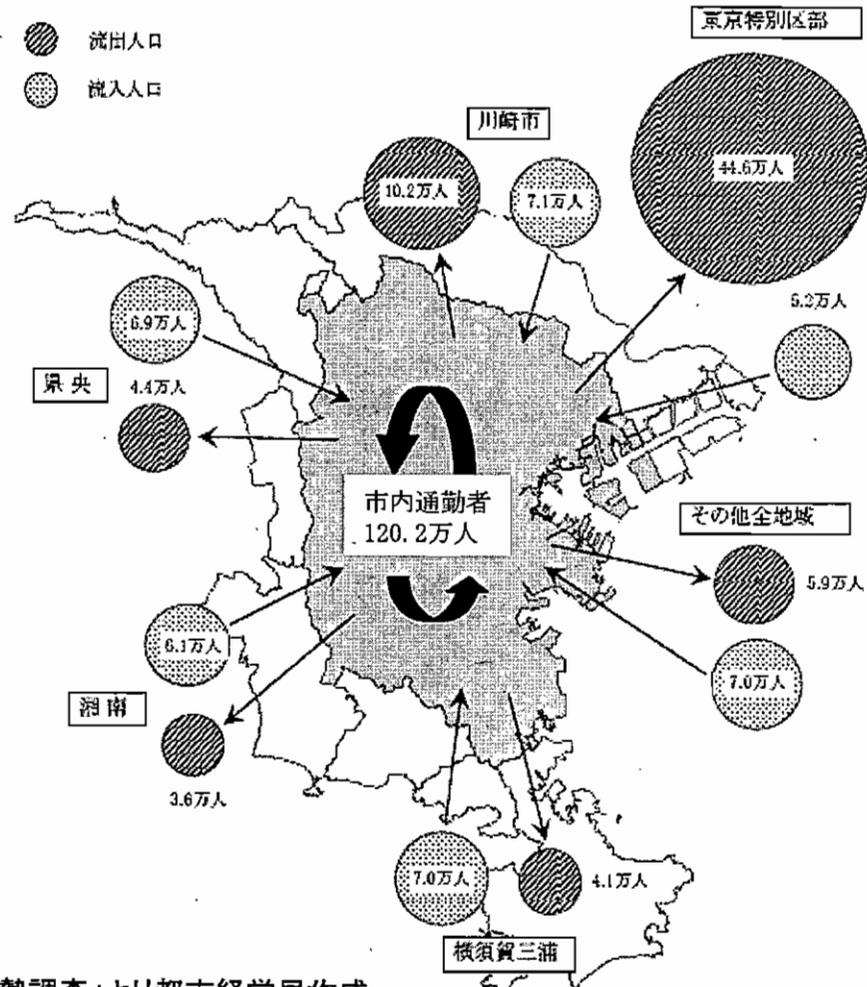
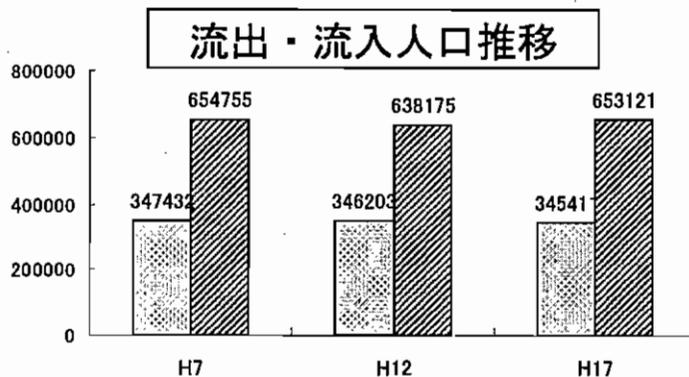
●放射線状に延びた  
「谷戸」の街

# ● 生活圏・経済圏からみた横浜の現状

## 1 横浜市の流出・流入通勤者数（15歳以上）

（平成17年）

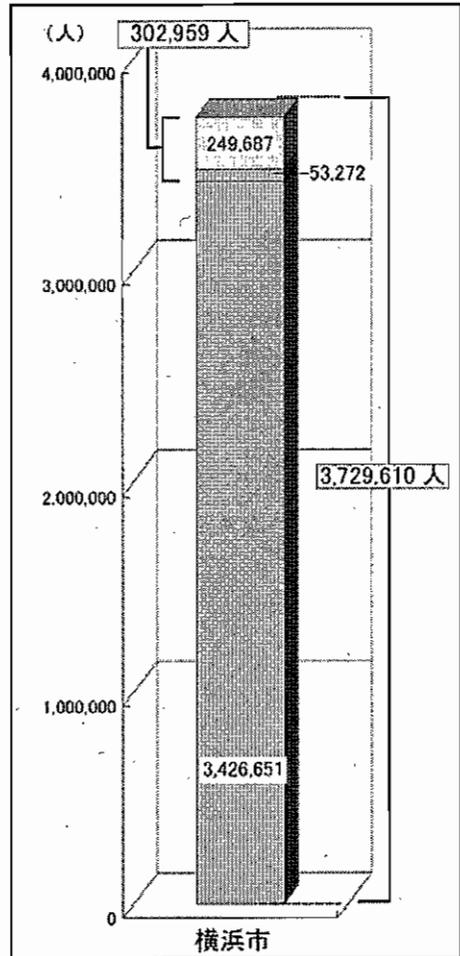
流入人口（政令市・特別区）	
①23 区	3,017,032 人
②大 阪	1,143,792 人
③名古屋	441,670 人
④横 浜	345,411 人



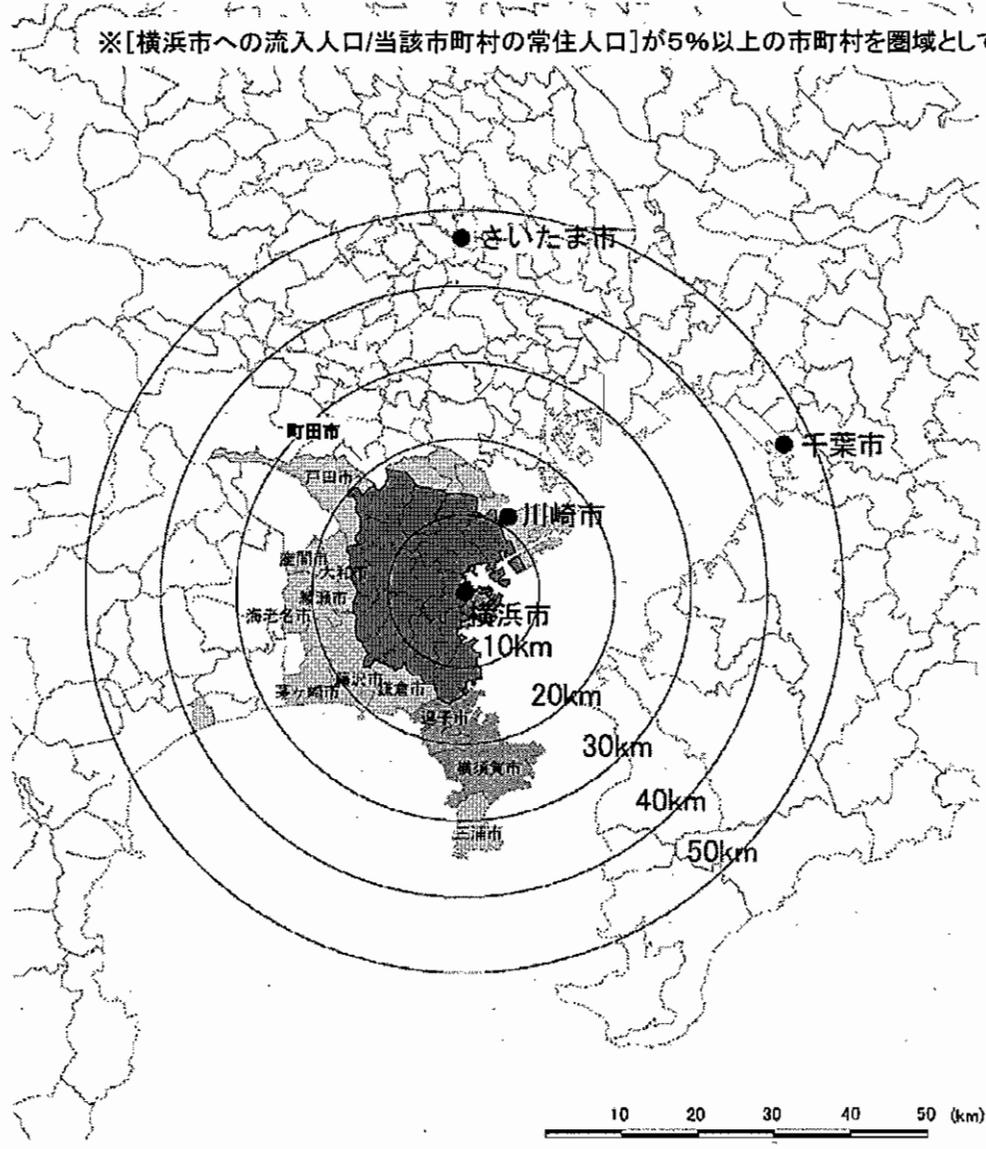
「国勢調査」より都市経営局作成

## 2 横浜市を中心とする大都市圏域(5%・10%圏域)

流入人口5%以上10%未満	249,687人
流入人口10%以上	53,272人
+ 政令市人口(常住人口)	3,426,651人
<b>合計</b>	<b>3,729,610人</b>



※[横浜市への流入人口/当該市町村の常住人口]が5%以上の市町村を圏域として設定



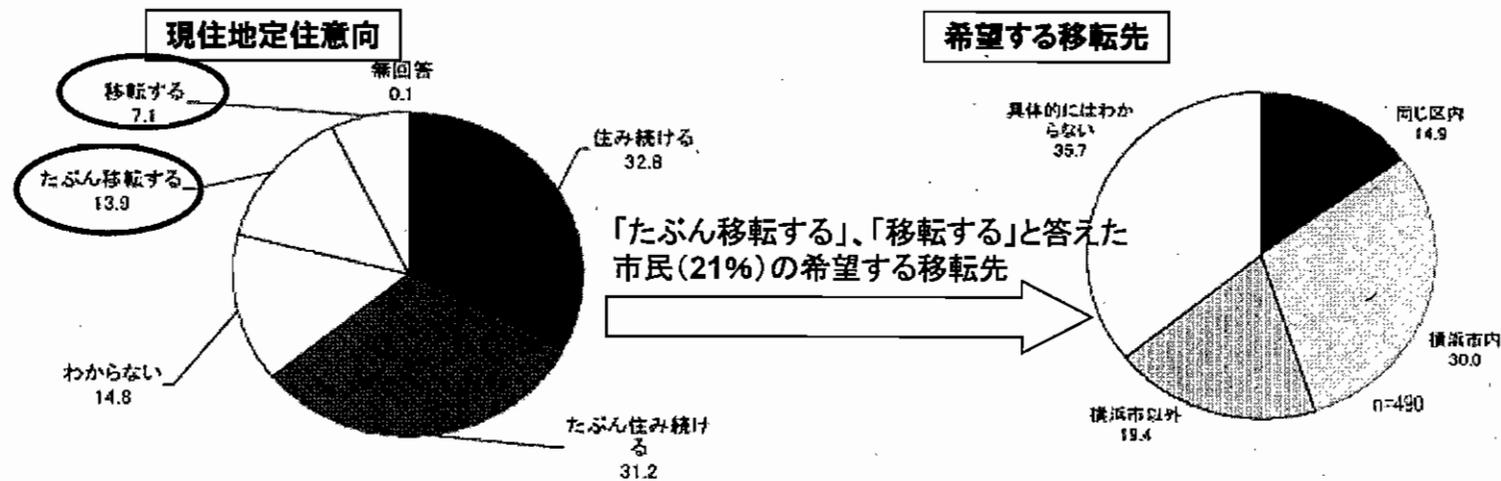
データ出典 平成十二年国勢調査より

資料) 名古屋市「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究報告書」(平成19年2月)

# ● 市民意識調査からみた横浜の現状

## 【定住意向】

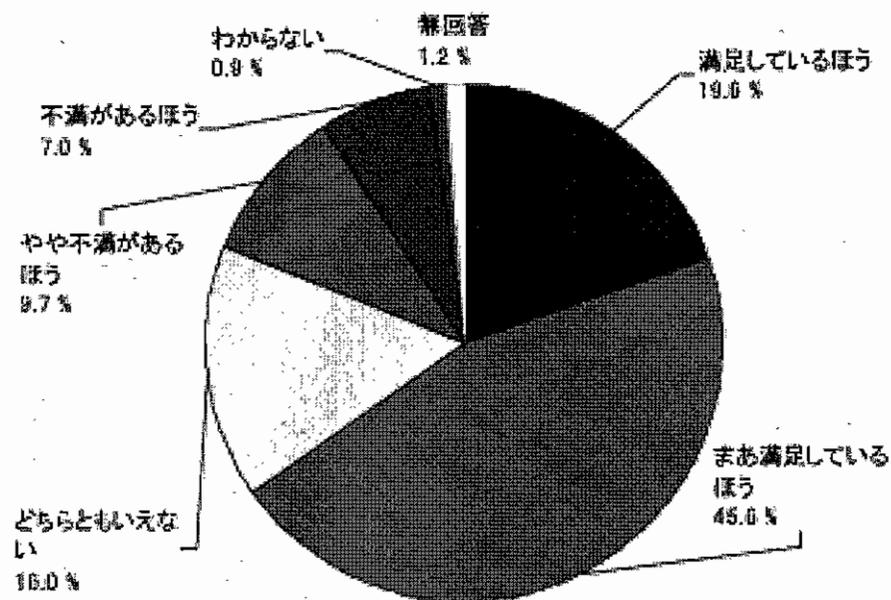
- ・定住志向は、64%
- ・移転意向(21%)のうち、約45%が横浜市内を希望。  
したがって、約73%の市民が横浜に住み続けたいと思っている。



## 【生活満足度】

・市民の約65%が満足と回答。

東京都の調査では、都民の満足度は約45%（都民生活に関する世論調査：平成21年11月）



「平成22年度 横浜市民意識調査」より

(参考) 都民生活に関する世論調査

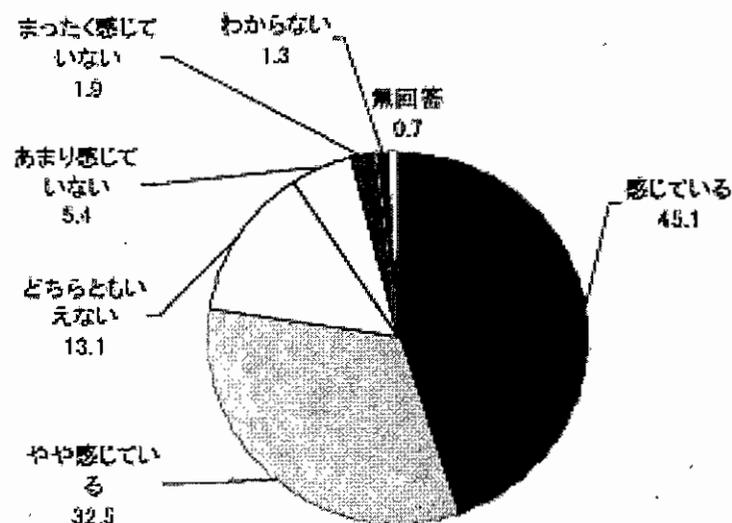
(平成21年11月 東京都生活文化スポーツ局)

問) 現在の自分の生活に満足しているか。

	大変満足	まあ満足	わからない	やや不満	大変不満	(%)
	2.8	42.6	4.5	37.5	12.6	

## 【横浜への愛着・誇り】

問) あなたは、横浜というまちに対して、愛着や誇りを感じていますか。



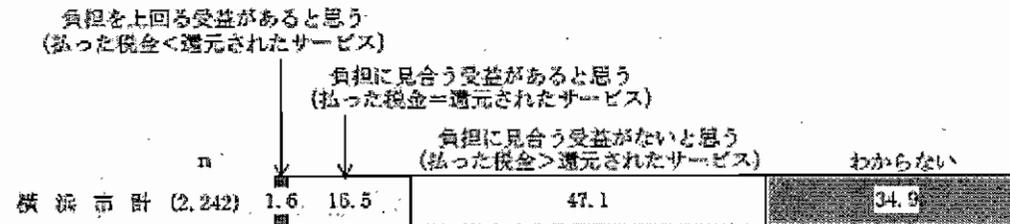
**市民の約8割が、横浜に愛着や誇りを感じていると答えている。**

「平成22年度 横浜市民意識調査」より

## 【受益と負担】

・横浜市民の約半数が、負担に見合う受益がないと感じている。

「平成18年度 横浜市民意識調査」より



### 【参考】各区区民意識調査の自由意見

- ・住民税がどのようなものに使われているのか明確にしてほしい。
- ・住民税が高すぎる。行政サービスを受けていることに実感を感じられない。
- ・区民として何か特典を感じられることがあるのか知りたい。
- ・高い税金を払っているが、あまり還元されていると感じられない。
- ・高い住民税が何に使われているかがわからない。

## ● 基礎データからみた指定都市の中の横浜

○人口・交流

○経済

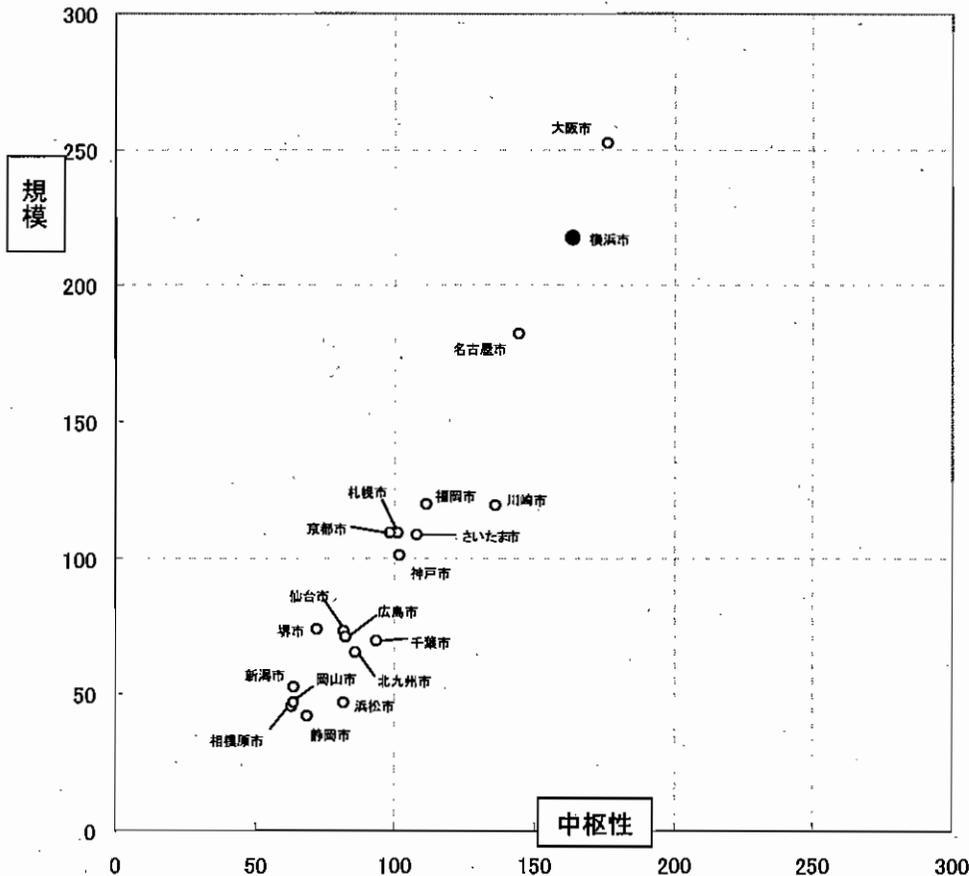
○情報・文化

○行政

4つの指標(データ)で  
指定都市を比較分析

# 【人口・交流】

## 人口・交流は規模・中枢性とも大阪に次いで2位



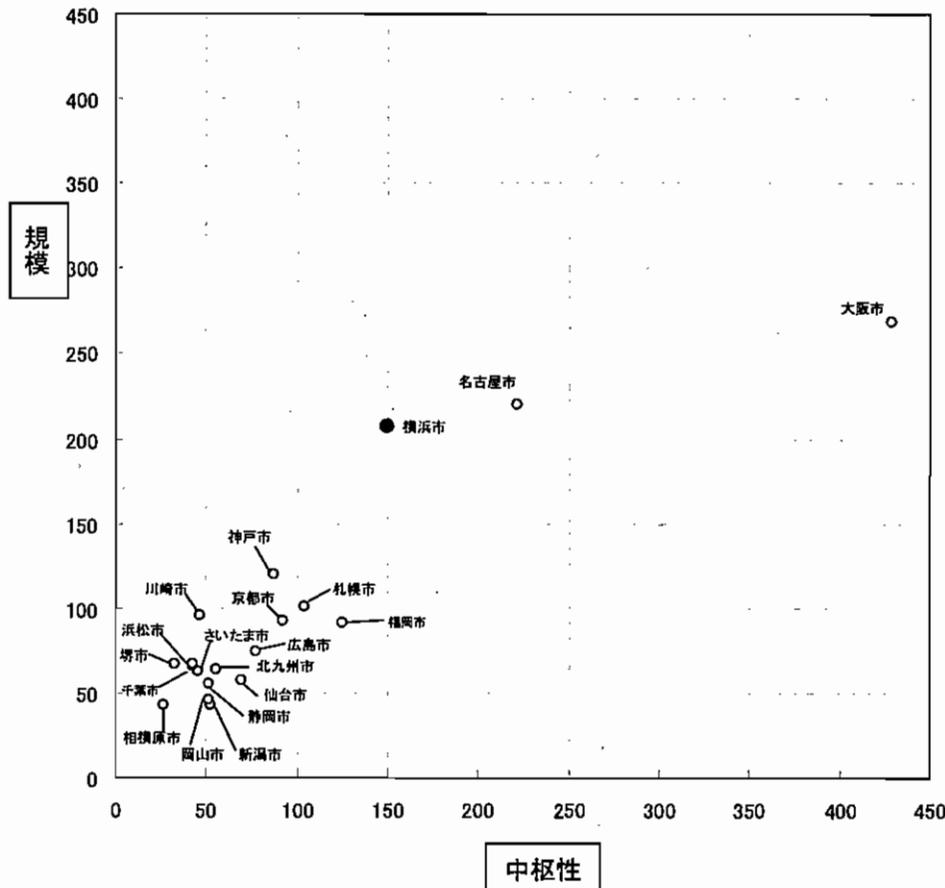
- 横浜市の人口は圧倒的に1位（約360万人）
- 横浜市の昼間就業者は約143万人で、大阪市の約210万人には及ばないものの、名古屋市の約136万人より多い。
- 昼夜間人口比率は90.4%と低いが、DID地区（人口集中地区）の人口は1位で、人口比（97.4%）、面積比（79.5%）とも名古屋とほぼ同格。

規模に関する指標： 大都市の規模・能力を表すと考えられる指標

中枢性に関する指標： 大都市の中核管理機能を表すと考えられる指標

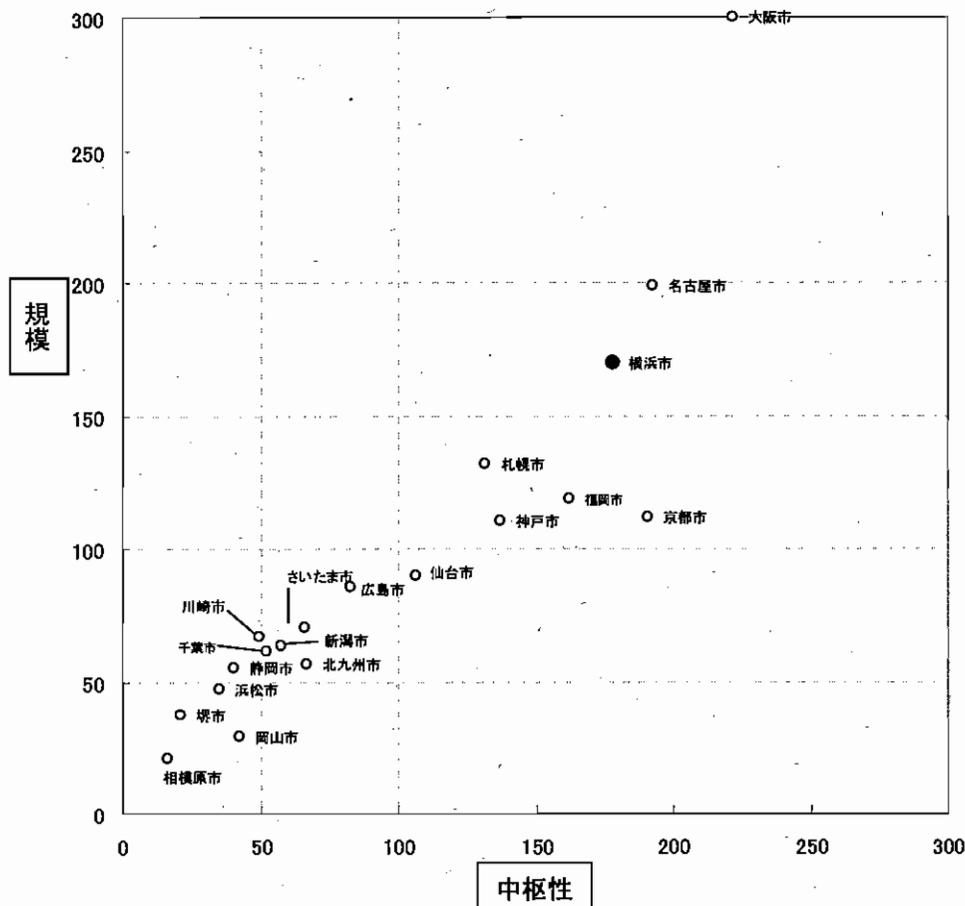
DID地区： 国勢調査区を基礎単位地域として、市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度4000人／平方キロメートル以上）が隣接しており、それらの人口が5000人以上を有する地域

## 【経済】 経済の規模・中枢性は大阪、名古屋に次いで3位



- 市内総生産は約12兆9千億円で、大阪（約21兆7千億円）について2位
- 輸出入金額は約12兆8千億円で、名古屋（約16兆7千億円）について2位
- 資本金10億円以上の企業数は155社で、大阪、名古屋について3位。

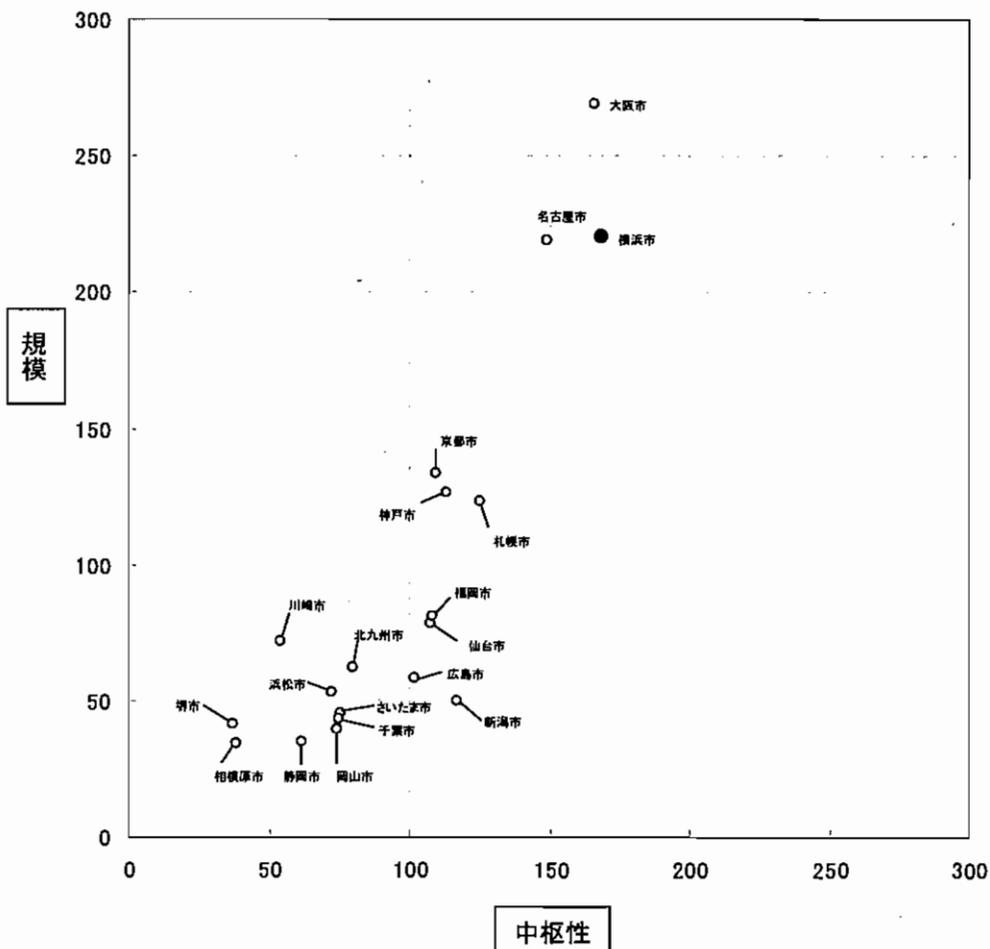
## 【情報・文化】 情報・文化は規模で3位。中枢性で4位グループ



- 都市公園面積は約1700 haで、神戸、札幌に次いで3位
- 図書館蔵書数は約467万冊で1位。
- 学術・研究開発事業所数は130箇所、1位。
- 博物館数は42箇所、京都(63箇所)に次いで2位。

## 【行政】

行政の事業規模で大阪について2位。  
中枢性で1位に



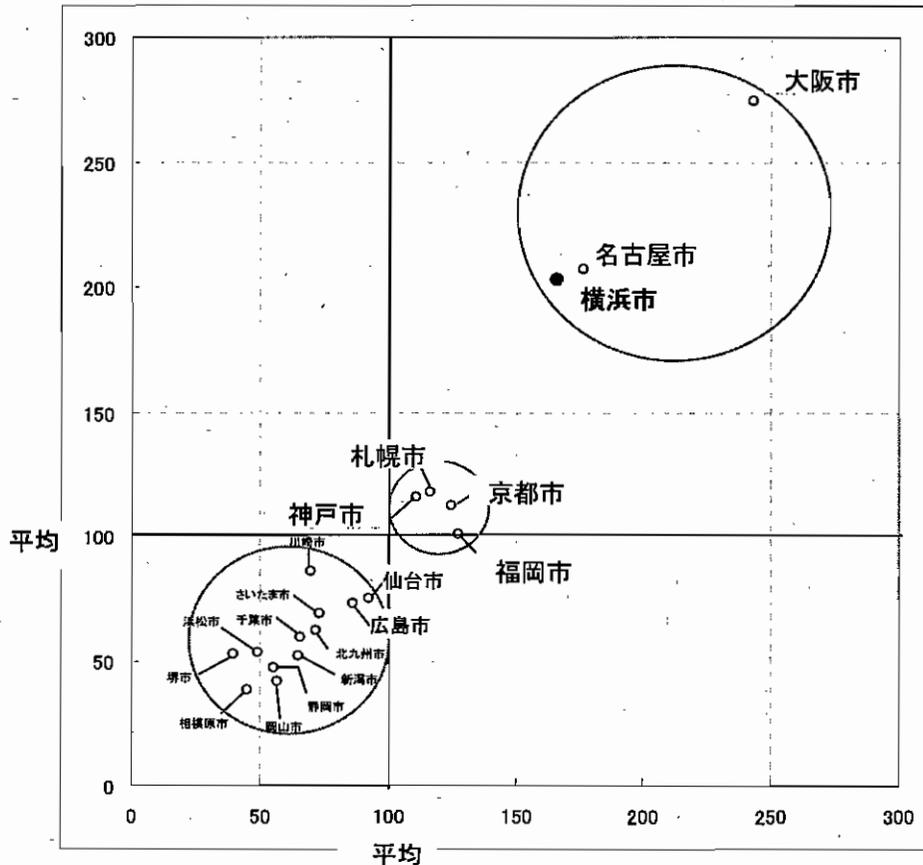
- 市営バス乗車人員は、約1億3千万人で1位（2位は京都の約1億1千万人）
- 水道給水量は約4億 $m^3$ で、大阪に次いで2位
- 下水処理区域は約3万 $ha$ で1位
- 道路面積は約5600万 $m^2$ で、札幌市に次いで2位
- 歳出総額が約1兆3千億円、大阪（約1兆6千億円）に次いで2位。

# 【総合】

指定都市の中では、横浜・大阪・名古屋の3大市が、他の指定都市平均を大きく上回る。

規模

例／人口、市内総生産、従業者数等



中枢性

例／昼夜間人口比率、企業数、研究機関数等

## A: 平均を大きく上回るグループ

大阪、名古屋、横浜

## B: 平均を上回るグループ

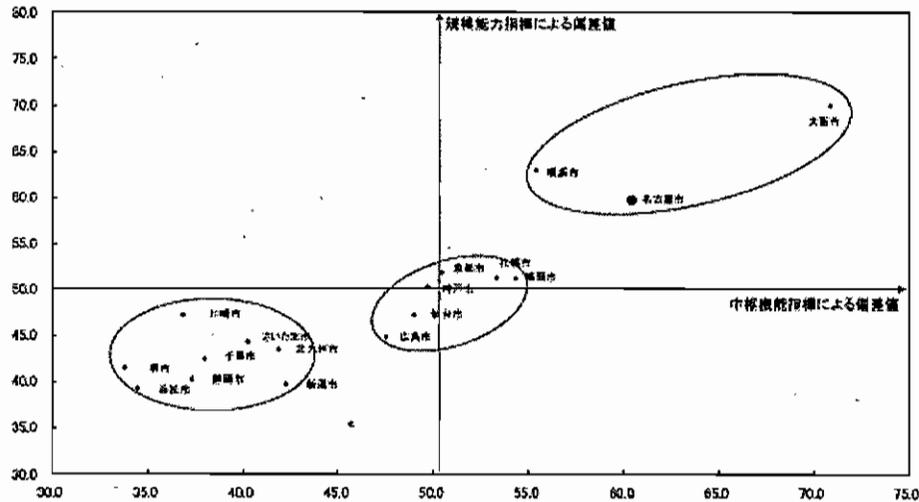
京都、神戸、札幌、福岡

## C: 平均を下回るグループ

仙台、広島、川崎、さいたま、千葉、北九州、新潟、浜松、静岡、岡山、堺、相模原

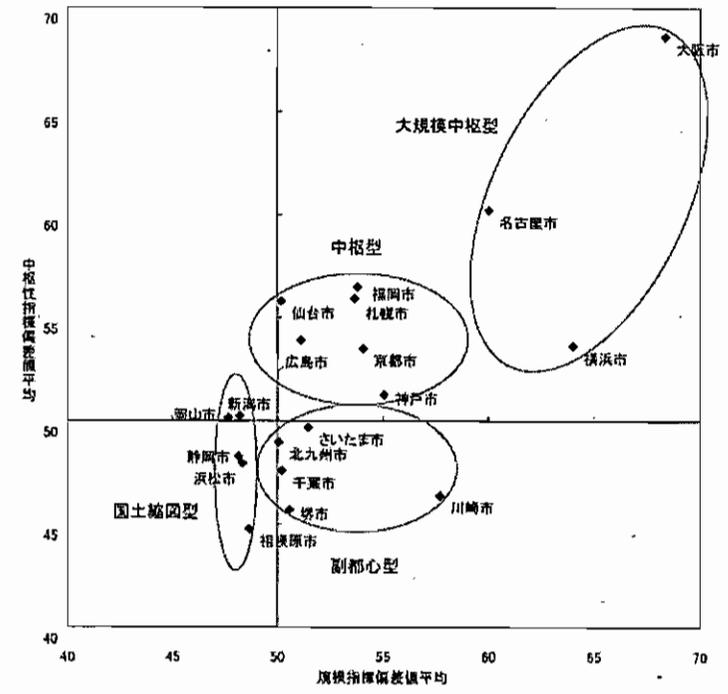
# 【参考】名古屋市及び指定都市市長会の報告書における分類

規模能力と中枢機能からみた大都市の位置(総合)



↑ 名古屋市「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究報告書について」(平成19年2月)

大都市の規模と中枢性



↑ 指定都市市長会「“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての報告書」(平成21年3月)

# ● 横浜市のあゆみ(1) 大都市制度関連

1859(安政6)年 **横浜開港**

1889(明治22)年 **市制施行** (市会及び官選市長(市会推薦))

1900年代～ 6大市の**特別市制運動**

1922(大正11)年 **六大都市行政監督特例** (一部事務で府県知事の許認可不要)

1927(昭和2)年 区制施行(5区)～1994(平成6)年に18区

1939(昭和14)年 横浜市 第6次市域拡張(合併)で、ほぼ現在の市域に

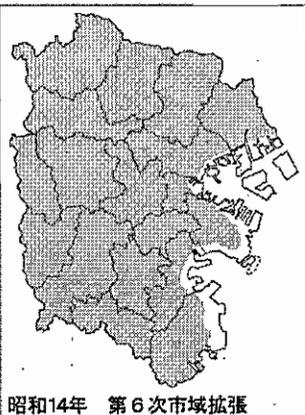
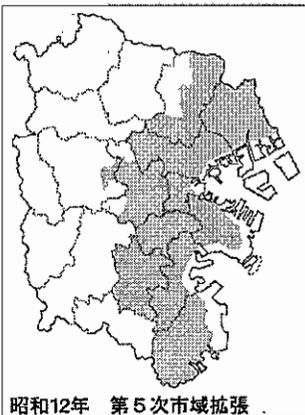
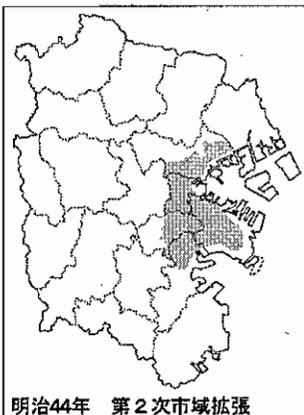
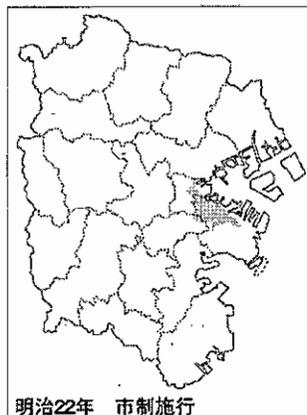
終戦

1947(昭和22)年 地方自治法施行により、**特別市制創設** (横浜市など5大市への適用を想定)  
横浜市警設置

1955(昭和30)年 **横浜市警廃止** (神奈川県警 横浜市警察部へ)

1956(昭和31)年 地方自治法改正 **特別市制廃止・指定都市移行**

平沼市長



# ● 横浜市のあゆみ(2) 大都市制度関連

1973(昭和48)年 「横浜市総合計画1985」 大都市行財政制度の確立を明記

飛鳥田 市長

1986(昭和61)年 指定都市制度30周年 大都市行政フォーラムを本市が開催

細郷 市長

1988(昭和63)年 市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会(明日都市懇)発足 細郷市長が提唱し、指定都市10市で設置

(1990年 在任中死去)

1991(平成3)年 明日都市懇報告書(憲章都市制度など)

高秀 市長

以降、大都市制度の議論は一時停滞

2007(平成19)年 横浜市大都市制度検討委員会 設置

大都市制度創設に向けた  
国への要請行動再開

第二期分権改革  
道州制議論

中田 市長

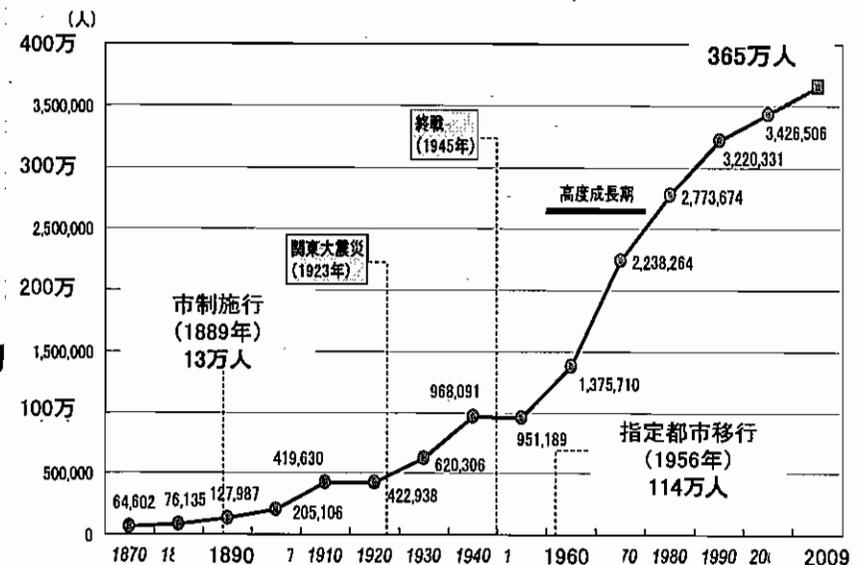
2008(平成20)年 3市構想研究会 設置

2009(平成21)年 横浜市大都市制度検討委員会 報告書  
(広域自治体から独立した大都市等)  
横浜・大阪・名古屋3市による大都市  
制度構想研究会提言(都市州構想)

林 市長

2010(平成22)年 10月 原口総務大臣へ要請  
5月 新たな大都市制度創設の基本的  
考え方《基本的方向性》

10月 広域連携・財政調整に関する  
研究会 設置



# ● 指定都市制度の課題

大都市でも、基本的枠組みは一般市と同じで、部分的な特例があるのみ。



市域内での仕事は、ほとんど指定都市が行っているけど、...

- × 決定・執行権限が府県に一部残る
- × 大都市に必要な事務権限が欠如
- × 非効率な重複行政が発生

調整・手続のコスト増  
主体的に動けないことも

＜府県に残る事務権限と二重行政（主な例）＞

教育	学級編制、教職員定数、給与負担、高校、図書館等	
子育て	幼稚園、認定こども園	
福祉	事業者指定、開設許可	赤字は重複する
医療	医療計画、病院	類似施策・事業
文化	文化・スポーツ事業・施設	
産業経済	企業助成、職業訓練・紹介・相談、経済対策基金設置	
都市計画 土地利用	市に決定権限がある場合でも協議等が必要 区域区分（線引き）、農地転用許可	
河川管理	多くは府県（河川の一部、下水、港湾、水防、水質管理は市）	
道路交通	規制、標識・信号機設置、取締り、免許交付、道路使用許可	
治安	警察	

法令により、府県に代わって多くの仕事をしているけど、...

- × 特例事務に見合う財源措置が無い
- × 一般市と同じ税制
- × 府県の補助制度に差別がある

不公平な税財政制度  
必要な財源が不足



国県道管理経費の一部のみ

（平成22年度予算に基づく概算）

自治体の規模はこんなにも違うけど、...

様々な工夫で補強が必要

- × 数百万市民に対し、一人の市長、一つの議会。画一的な制度



最小は歌志内市

## 【指定都市制度の課題】

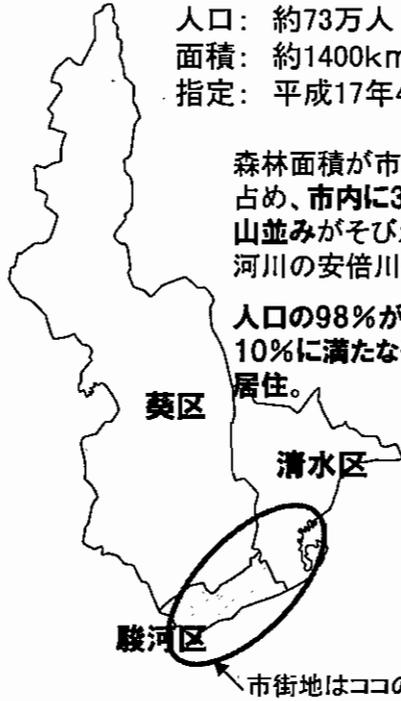
面積は横浜の3倍。  
人口は1/5

# 国の政策で、指定都市の非・大都市化が進む。 本来の大都市には、新たな制度創設が必要。

合併推進政策で広域化。山林や過疎地を内包。

### 静岡市

人口：約73万人  
面積：約1400km<sup>2</sup>  
指定：平成17年4月(合併特例)



森林面積が市域の77%を占め、市内に3000m級の山並みがそびえる。一級河川の安倍川を内包。

人口の98%が、市域の10%に満たない平野部に居住。

### 浜松市



天竜川流域の市町村が合併して誕生。森林面積が市域の68%を占める。山間地の旧町村部に分散して集落があり、過疎地指定されている。

人口：約82万人  
面積：約1500km<sup>2</sup>  
指定：平成19年4月(合併特例)

### 相模原市



人口：約71万人  
面積：約330km<sup>2</sup>  
指定：平成22年4月(合併特例)

津久井郡の市町村合併で誕生。県の水源地。

市営交通や市立病院、水道事業などは行っていない。

※3市図の縮尺は同じではありません。



## **2 新たな大都市制度創設の基本的考え方**

# ●「新たな大都市制度創設の基本的考え方」

《基本的方向性》

市会(議会)との議論を踏まえ、本年5月に策定  
6月には、林市長が国・経済界などに直接説明

## < 構成 >

- 1 新たな大都市制度創設の 必要性
- 2 新たな大都市制度創設に向けた 基本的姿勢
- 3 新たな大都市制度提案の 基本的枠組み
- 4 実現に向けた 取組方針

次ページへ

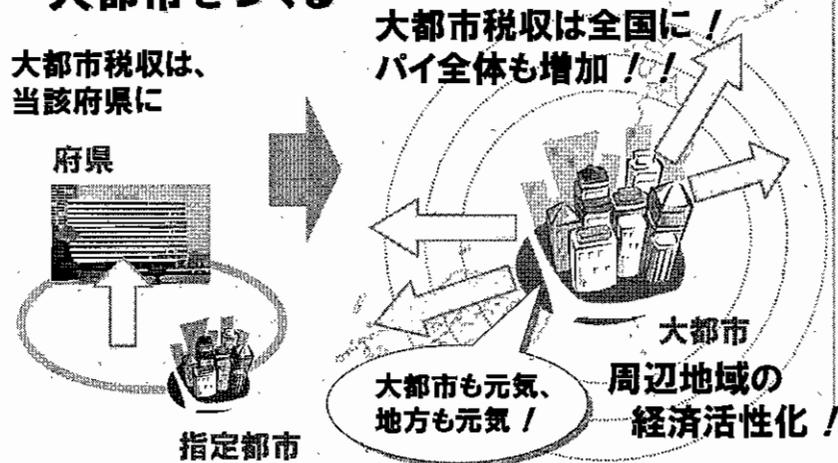
# 【新たな大都市制度創設に向けた横浜市の基本姿勢】

- 地方分権の推進に積極的に取り組む
- 現行の指定都市制度が抱える様々な矛盾や制約を解消

## 1 国の成長拠点となる大都市をつくる



## 2 地方全体を支え、他地域と共生する大都市をつくる



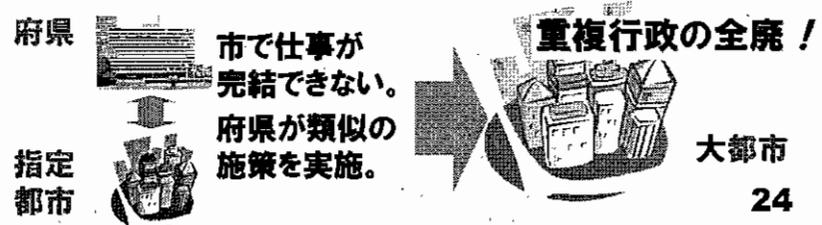
## 3 大都市行政課題を有効に解決する



## 4 分権型社会にかなう大都市自治を拡充する



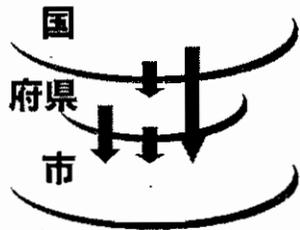
## 5 簡素で効率的な行政を実現する



# 【横浜市の新大都市制度提案の基本的枠組み】

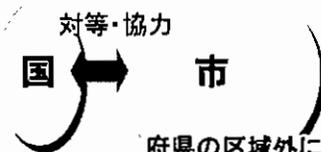
## 1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体。都市間連携で広域行政を推進

全般にわたって、国に大きな権限  
部分的に、府県が中間で関与



重複行政

国の役割を重点化  
地方への関与も縮減  
府県の関与は全廃



府県の区域外に。  
大都市が地方の仕事  
すべてを担う

### 【広域的役割】

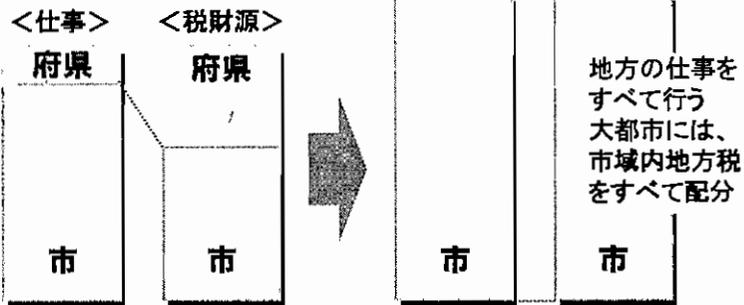
広域的なまちづくり、  
産業・観光振興、  
広域防災、環境対策、  
高等教育・研究、  
高度医療、大規模  
施設、就業の場確保  
など

大都市が国や府県の仕事も担うことで、行政の総合性が向上。より効率的に効果的な施策が可能に。  
府県の区域外となっても、都市圏は変わらない。大都市は中心都市として、広域的な役割を積極的に担う。

## 2 役割・仕事量に見合った公平な税制

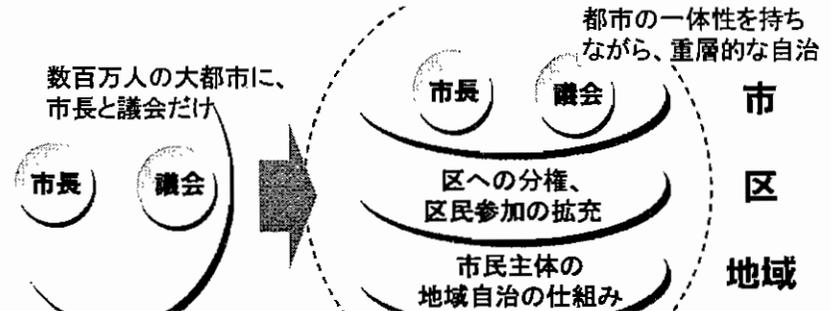
法令により府県の仕事をして、  
税財源配分は一般市と同じ

国と地方の税財源配分も見直し  
<仕事> <税財源>



大都市の役割、仕事量、財政需要に応じた税財源配分により、受益と負担が明確な、市民にとって公平な税制に。

## 3 住民自治機能の拡充、 市民主体の地域運営・課題解決



都市内部の重層的な分権の推進、参加機能の拡充、  
地域自治の仕組みにより、大都市でも市民による自治  
が充実。

# 参考) 平沼亮三元横浜市長

「地方制度改革と大都市制度問題」昭和30年1月

- 一 大都市はそれ自体本質的に従来の府県や市町村と性格を異にする特別の地方公共団体である。
- 二 大都市制度は府県と大都市間の事務配分によって完成されるものではなく、「大都市」という新たな地方公共団体を前提として、始めてその組織制度が確立されるものである。
- 三 大都市制度は府県の権限を剥奪し、また、これを侵害するものでない。また、府県の細分化でもない。大都市制度は現行地方制度に全く無視されている、大都市の本来性と実態に即応する特別な行政方式を創設せんとするものであり、それは**従来の府県制度以上のもの**である。
- 四 大都市制度は府県の規模の拡大、また、道州制の実現によってその存立理由を失うものではない。寧ろ、道州制への移行や府県の規模拡大によってその実現はさらに可能となる。
- 五 大都市制度確立後における**大都市関連の広域行政は、広く関係府県との共同処理方式をもって処理すべき**である。現行府県は、総合的広域行政の独立単位としては、余りに弱小でありその能力は存在しない。
- 六 大都市行政は常に巨大にして複雑な社会構造と現実に対決している。
- 七 (およそ70年以前の) **現行府県制度は根本的に改革されるべき**である。※

※社会経済状況の変化、交通通信手段の発達、市町村合併の進展などが背景。  
都道府県合併や道州制などの改革を想定。



第15・16代横浜市長  
任期: 1951-59(昭和26-34)年

昭和20年 終戦、横浜接收  
昭和22年 地方自治法施行  
特別市制創設  
第1次ベビーブーム  
昭和25年 朝鮮戦争勃発  
横浜国際港都建設法  
昭和26年 講和条約締結  
昭和31年 特別市制廃止、  
指定都市制度創設

# ● 大都市制度への否定的意見に対する考え方①

## ① 残存府県問題

→特別市制が実現されなかったときの主な理由とされたもの。

誤解①：生活・経済圏のつながりが無くなる。

誤解②：残された市町村の財源が不足する。

誤解③：財政的に府県行政が困難になる。

独立は大都市のエゴ？

国境ができたり、大都市が飛んでいくわけではない

【広域的役割の例】

広域的なまちづくり、産業・観光振興、広域防災、環境対策、高等教育・研究、高度医療、大規模施設、就業の場確保など

①は、現在の都道府県同士の関係と同様、生活・経済圏は変わらない。

②は、現在でも、府県は市町村への直接的な財政調整は行っていない。

現状では、国の役割。交付税で保障・調整

③は、大都市のある地域では、残存府県のみでも十分な規模を有する。

また、市町村の広域化・規模能力向上により、府県の役割は既に低下している。

横浜市を除いても、神奈川県は500万人

## 本市の考え方

- 拡充した財源により、大都市が広域的役割を積極的に担う
- 大都市を中心に、広域的な都市間連携を強化
- 役割分担を明確にし、府県は残存地域の補完に集中

## ● 大都市制度への否定的意見に対する考え方②

### ② 大都市分割論 → 大都市は分割。基礎自治体の規模は30万人ぐらいが最適

曲解①：大都市は非効率。住民サービスが薄い。

曲解②：大都市は住民自治が機能していない。

曲解③：成長戦略は府県が担うべき。

大都市は分割し、  
純然たる基礎  
自治体に！

府県の分も  
負担している

①は、大都市が一見非効率なのは、**特例事務に対する財源措置がないため。**

また、交通アクセス、区役所等の設置により、**大都市は利便性が高く、サービスが充実。**

②は、大都市は、住民の声を反映し、**様々な先進的取組に独自に挑戦。**

また、弱みを補強し、**住民自治の充実強化を図ってきた歴史と実績。**

③は、中間管理団体である**府県には、大都市自治・行政の経験が無い。**

また、府県主体の大都市行政は、「**都市の世紀**」「**補完性原理**」の潮流に反する。

長、議会、組織の設置など、  
市の分割は行政コスト  
が大幅に増大。

## 本市の 考え方

- 区役所機能強化などにより、サービス提供機能を一層強化
- 区政参加や地域自治の推進により、住民自治機能を強化
- 成長戦略のためにも、大都市を強化



# 3 検討の方向性

## ● 研究会における検討項目

### ① 広域連携

大都市が広域自治体から独立した場合に、広域自治体や他の市町村との関係も含めて、どのような広域的な仕組みをつくるべきか。

### ② 財政調整

国・広域自治体・大都市の税配分、地域間の財政調整はどうあるべきか。

- 残存府県問題、大都市分割論に対応する制度的枠組みの提案が必要
- 特に、国・経済界への要請活動の際に、広域連携・財政調整に関して具体的な提案をしてほしいとの意見多くあったため、広域連携及び財政調整については先行して検討を行う。

## ● 検討の視点 (1) 広域連携

- 都道府県制度を前提とした場合はどうあるべきか、道州制を前提とした場合はどうあるべきか。
- 広域自治体の行う事務は、どうあるべきか。
- 大都市と広域自治体との広域連携の手法は、どうあるべきか。
- 市域を越える広域的課題の解決手法は、どうあるべきか。
- 近隣自治体との水平的連携の手法は、どうあるべきか。

<広域連携に関する本市の基本的考え方における記載>

大都市は、生活圏・経済圏などその影響が強く及ぶ周辺地域を含めた都市圏全体を見据えた経営を行うことで、圏域の中核都市としての役割を果たすとともに、課題解決の実効性を確保するため、大都市の市域を越える広域的課題の解決に主体的に関わって取り組む必要がある。

## ● 検討の視点 (2) 財政調整

- 国・地方(大都市・広域自治体)の税配分の見直しはどうあるべきか。
- 大都市税制の具体的なイメージについてどう考えるか。
- 地方間(都市圏全体を見据えた)の水平的財政調整はどうあるべきか。
- 国全体を見据えた垂直的財政調整の手法は考えられるか。
- 財政調整に大都市はどのように参画すべきか。

### <財政調整に関する本市の基本的考え方における記載>

- ・国の役割の重点化に応じて、税源配分も抜本的に見直すとともに、国への財政的依存度の低下と地方の自主財源の充実確保により、地方の自立を図った上で、現行の画一的な地方税制を改め、地方自治体の権能差に応じた税制を構築する。
- ・大都市の税制は、市域内における地方の事務を一元的に担任する事務権限配分と、集積により生じる財政需要に対応するため、大都市に市域内地方税のすべてを配分することを基本とする。

※大都市制度※とは

人や経済活動が集中する大きな都市に適用する特別な制度をいいます。

平成22年4月現在、19市が対象になっている今の政令指定都市制度もその1つです。



# 横浜市が提案する 「新しい大都市制度」 ってなあに？



新たな大都市制度創設 PR キャラクター(自称)



そしてこの新しい制度を導入することは、大都市だけでなく、国全体や周りの自治体にとってもとても大きなメリットがあるんだよ



横浜市はムタや問題が多い今の政令指定都市制度を見直して大都市が県など(広域自治体)から自立して市内の国の仕事以外の行政すべてを行う新しい制度をつくることを提案しているんだ



横浜市が「新しい大都市制度」づくりに向けた基本的な考え方を決めたんだってね！(注)

よく知ってるねヨコハマちゃん！

ある日の横浜市内 (注)P4参照

←詳しい内容はコチラ!

横浜市

新しい大都市制度を考える

# ヨコハマちゃんの ある日の横浜散歩

## 1 窓口サービス



## 2 まちづくり



### 今の大都市にある問題

#### ◆行政の効率がよくない問題◆

横浜などの大都市は、政令指定都市として、国や県などの役割とされている仕事も行っていきます。しかし一方で、職業紹介やパスポートの発行など、市民に身近なサービスが国や県などの仕事として残されていたり、サービスを重複して行っていたりするなど、効率の悪い状態も生じています。

#### ◆大都市に必要なお金が入ってこない問題◆

また、大都市は、市民だけではなく多くの人々が利用する鉄道や高度医療機関の整備、日本経済になくてはならない大規模な港湾の整備など、広域的な役割を果たしています。しかし、必要な費用が十分に手当てされていないため、そういった仕事に大都市の税金が多く使われています。

#### ◆制度がずっと見直されずにきた問題◆

このように多くの課題があるにもかかわらず、政令指定都市制度は、半世紀以上も見直されないまま今に至っています。

#### ◆日本の成長に貢献するための制度になっていない問題◆

最近では、成長著しいアジアの都市をはじめ、海外諸都市との都市間競争が激しくなっており、日本の成長の拠点として、横浜のような大都市の能力や役割を拡大し、経済活力に満ちた都市にすることが求められています。しかし、今は大都市の能力を十分発揮できる制度にはなっていません。



### 3 災害対策

この辺もいつ大きな地震があってもおかしくないんだよね...

hama

そつだね  
もちろん災害に備えて  
国や自治体でも  
いろいろな対策を  
しているよ

ヨシヨシ

ただ災害が起つたら  
一刻も早く柔軟な対応が  
必要になるんだけど...

今は  
災害があつたとき  
自治体と協力して  
対応する  
法人の指定や

災害が  
おきたら  
協力してや  
いいよー

災害があつたときに  
通行できる  
車両の確認は  
都道府県の単位で  
行っているんだ

災害時に通行できるよ

県 県公安委

大都市に  
その権限があれば  
日ごろから地域の  
法人なども  
よりキメ細かな  
連携・協力が  
できるし

この辺は  
木造住宅が  
密集してる  
から...

こんな  
アイデアは  
どう?

協力するよ!

この辺は昼間働きに  
来る人が多いから...

いっしょ

トレピア〜ン

災害時には現場の状況を見ながら  
よりスピーディーに緊急通行車両の  
手配などができるんだ

物資Aが  
足りないよ

今、証明書を  
渡すよ

予定外だけど  
運んでくれるっ?

OK!

物資を運びたい  
けど、通行  
できないんだ

そつなつたら  
もっと安心だね

hama

### 4 経済効果など

国や地方の借金が  
すく増えてるって  
聞いたけど...

Yoko

だからみんなで日本の経済を  
元気にする工夫をしたり  
行政のムダを省いて  
お金を効率的に  
使ったりする  
必要があるんだ

それもあつて  
横浜市も  
新制度を  
提案してるのかあ

Yoko hama

[think tank]

横浜市に  
新たな大都市制度が  
導入された場合を  
民間の専門機関が  
シミュレーション  
してみたんだ  
する...

まわりの  
自治体もさめ  
1年で  
約4.3兆円も  
経済効果が  
あることや...

パワーアップ!!

Yoko hama

県と市で重複  
する行政を市に  
一本化する事で  
少なくとも見直し  
1年で数百億円も  
節約できることが  
わかつたんだ

ムダの節約。

政令指定都市 制度  
新しい 大都市 制度

<大都市域の行政に必要なお金>

能力のある  
大都市が  
行政を総合的に  
行えば  
行政のムダが  
少なくなつたり  
みんなの要望が  
早く実現したり  
利点が多く  
大きいんだね!

Yoko

# 新たな大都市制度創設の基本的考え方

## 《基本的方向性》について



横浜市では、50年以上も仮の制度のまま放置されている今の政令指定都市制度を根本から見直して、横浜などの大都市が、日本の成長のエンジンとして、大都市だけではなく周りの自治体や国全体にもよりよい状況をもたらすための新しい大都市の制度について、検討してきました。

そして、市会での議論や外部の専門家などがメンバーとなった検討委員会の考えなどをもとに、平成22年5月、「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》を策定しました。

### 新しい大都市の姿はどんなもの？

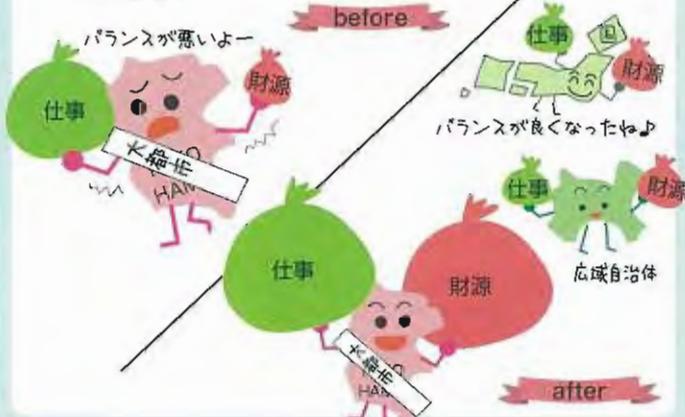
- 1 大都市は、広域自治体(府や県など)から自立し、国の仕事以外の行政をまとめて行う特別な市になります。



- 2 市域を越える課題は、基本的に市町村同士が対等な立場で連携や協力をしながら進めていきます。



- 3 大都市の役割や仕事量に合った公平な税制度にします。



- 4 区の役割や権限を大きくし、区の行政に区民が参加する機会を増やします。また、地域が中心になってその地域の課題を解決する仕組みをつくります。



### 新しい大都市制度を実現するために、横浜市はどんなことをしていくの？

- 1 国の動きに合わせて、積極的に提案を行います。
- 2 《基本的考え方》の具体的な内容は、他の政令指定都市、市町村、県などとも意見を交わしながら検討していきます。

発行／横浜市 都市経営局 経営企画調整部 大都市制度・地方分権推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL: 045-671-4204 FAX: 045-663-6561 Email: ts-daitoshi@city.yokohama.jp

URL: www.city.yokohama.jp/me/keiei/daitoshi/bunken

平成22年10月発行



地域主権改革シンポジウム  横浜

# 未来の活力ある 都市をめざして

「地域主権改革」によって、  
「地域のことは地域に住む市民自身が決める社会」に  
変わろうとしています。

横浜市をはじめとする指定都市が目指す

「新たな大都市制度」とは…そして、将来の社会に

どうつながるのか。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

**参加者募集**  
参加費無料  
先着500名

**基調講演**

## 「私が考える地方分権改革と 新たな大都市制度」

宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授



宮脇 淳

北海道大学公共政策大学院教授

**座談会**

## 「大都市の魅力と可能性」

宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授

朝岡 聡 フリーアナウンサー

林 文子 横浜市長



朝岡 聡

フリーアナウンサー



林 文子

横浜市長

司会進行 [基調講演・座談会]

岩崎 里衣 フリーアナウンサー

**日時**

# 2011年1月30日

13:30~16:00 (開場13:00)

**場所**

## はまぎんホール ヴィアマーレ

横浜市西区みなとみらい3-1-1

**申込**

裏面の参加申込方法をご覧ください。

主催：指定都市市長会

共催：横浜市

## 参加申込方法

参加希望の方は、①氏名、②郵便番号・住所、③電話番号、④参加人数をご記入の上、「FAX」「Eメール」「郵送」のいずれかでお申し込みください。

参加証をお送りしますので、当日お持ちください。

- ※参加申込の受付は12月13日(月)から開始します。
- ※取得した個人情報は、本講演会の参加証の発送以外の目的には使用しません。
- ※手話通訳が必要な方は、その旨をご記入の上、1月21日(金)までにお申込みください。

お申込先 (株)旭広告社「地域主権改革シンポジウム」係

**住所** 〒231-0014 横浜市中区常盤町2-19  
**FAX** 045-681-2695  
**Eメール** daitoshi@asahi-ad.co.jp

お問合せ 横浜市都市経営局 大都市制度・地方分権推進課  
電話 045-671-4239 (土・日・祝日を除く8:45~17:15)

## 会場までのアクセス

会場 はまぎんホール ヴィアマーレ  
横浜市西区みなとみらい3-1-1

交通案内 JR・横浜市営地下鉄 桜木町駅 — 動く歩道利用5分  
みなとみらい線 みなとみらい駅 — 徒歩7分

※会場には駐車場はございません。公共交通機関を利用してお越しください。



## 指定都市市長会とは

指定都市が、大都市特有の行政課題や住民ニーズを踏まえ、効果的に行政サービスを行うことができるよう、地域主権改革の推進や新たな大都市制度の創設に関して調査し、国等への提案を行っています。現在、横浜市をはじめとする全国19市で構成されています。

## 地域主権改革とは

地域主権改革は、国と地方の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等な関係へと転換する改革です。地域の課題に対しては、その地域住民が自らの判断と責任において取り組むという、住民主体の発想に基づいています。

## 新たな大都市制度(特別自治市〈仮称〉)とは

現行の指定都市制度は50年以上前に暫定的に創設された制度です。全国の約2割もの人口が集中し、我が国を代表する大都市が、世界的な都市間競争や今後の人口減少社会に対応するため、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引するエンジンとなるには不十分な制度です。

自立した基礎自治体への権限移譲の先行事例となるよう、大都市が地域特性や実情にあわせ、広域自治体や周辺自治体と多様な連携を行いながら、創意工夫と責任に基づく自立的な都市経営を行うために、あるべき大都市制度の一つの姿として、広域自治体と指定都市という二層制の自治構造を廃止する、新たな大都市制度(特別自治市〈仮称〉)の創設が必要です。

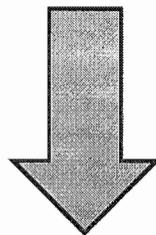
# 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革） に対する指定都市市長会の提案

平成22年10月

指定都市市長会

# 1 住民がより良い行政サービスを受けるための出先機関改革

住民に最も身近な基礎自治体である指定都市に、国の出先機関の事務・権限を一元化



① 指定都市が関連施策と有機的連携を図りつつ、総合的な行政サービスを提供できるようになり、住民サービスの向上につながる。

② 指定都市が地域住民のニーズに基づき、より総合的・自立的・効率的に都市経営を推進できる。

## 2 指定都市市長会の「国の出先機関原則廃止」に対する基本方針

真に国が担わなければならない事務・権限を除き、都道府県・指定都市等に移譲すべき(道府県と指定都市は同格)

指定都市のある道府県においては、「基礎自治体優先の原則」に基づき、指定都市区域内の事務・権限は指定都市に一元的に直接移譲すべき

国は出先機関の事務・権限に関する詳細な情報を提供し、指定都市の意見を十分に聞くべき

国は地方に事務・権限を移管できない理由として、「広域性」、「専門性」、「全国統一性」を挙げている。

- ① 「広域性」の課題については、自治体間連携の自発的形成など広域的实施体制の構築により、十分対応可能
- ② 「専門性」については、高い能力を持つ指定都市職員に対する国からの十分な事務引継ぎや研修などにより、十分対応可能
- ③ 「全国統一性」については、現時点でも、生活保護・選挙・戸籍・住民基本台帳などで、国による全国統一的な基準に基づき地方自治体が執行することで確保されており、十分対応可能

### 3 財源の取扱い

- ✦ 国も地方も合意できる公正なルールを構築したうえで、人件費相当額も含め、事務・権限の移譲に伴い必要な財源全てを税源移譲により措置すべき

### 4 人員の移管等の取扱い

- ✦ 人員の移管の前に、国において徹底した行政改革を進め、組織・事務をスリム化することが前提
- ✦ 国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備し、総合的な調整を行うにあたっては、指定都市の代表者を参加させ、すでに国以上の大幅な職員定数の見直しを行っている指定都市の現状や意見を十分に反映させるべき
- ✦ 「権限と職員はワンセット」との安易なルールで人員の移管を行うのではなく、国も地方も合意できるルールに基づき、指定都市が移管される人員を主体的に選考できるようにすべき

### 5 柔軟な取組

- ✦ 国は、「地域主権戦略大綱」において、事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、地方の発意による選択的实施(手挙げ方式)による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築するとしている。全指定都市が国の出先機関の事務・権限の移譲を求めていくが、国とともに実効性のある改革を推進する立場から、地方の発意による選択的实施も受け入れる。

## 6 優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)

### 指定都市が優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)決定の考え方

- ✦ 真に国が担わなければならないものを除き、指定都市区域内の事務・権限を指定都市に一元的に直接移譲すべきであるが、全ての事務・権限を一時期に地方へ移譲すると大きな混乱をもたらすため、住民サービスの向上や、指定都市による都市経営の充実につながるといった以下の視点から優先順位をつけ、段階的に推進することが現実的であると考え。

#### <重点項目(優先順位)決定にあたっての視点>

二重行政の解消など、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市へ一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できること、また、住民サービスの向上に特に効果を発揮すること

- ✦ 上記の視点から優先的に移譲を受けるとした事務・権限は、法律に基づく許認可権限など、「原則そのまま事務・権限を引き継いで実施する」ものと、相談、広報、助成など、「指定都市が既に実施している既存の事務事業の充実強化により実施する」ものがあり、以下のとおり「A」「B」と分類し移譲を求める。

#### <事務・権限の性質ごとの分類>

##### [A] 国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施

現在国の出先機関と指定都市の事務権限は明確に区分されているが、指定都市が権限移譲を受けることで、既存事務・権限と有機的連携を図りながら、効果的に実施できるもの

##### [B] 地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化 ⇒ 「国は事業を廃止し指定都市へ税源移譲」

相談、啓発、広報、助成等、指定都市でも同種の事業を実施しており、既存事務事業の充実強化によるもの

## <重点項目>

※ 国の出先機関の事務・権限の区分については「国の出先機関の原則廃止に向けて」(全国知事会)を参考とした。

### 【法務局・地方法務局】

#### ■人権擁護に関する事務

- ・人権擁護委員の委嘱に関する事務等 [A]
- ・人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等 [B]

#### ■不動産登記（土地・建物） [A]

### 【地方厚生局】

#### ■指定医療機関等の指定等 [A]

- ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定
- ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定
- ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定

#### ■養成施設等の指定、講習会の指定等 [A]

##### ・養成施設等の指定

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師

##### ・講習会の指定・登録

食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会

## <重点項目>

### 【地方厚生局】

- 民生委員・児童委員の委嘱 [A]
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 [A]
- 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等 [A]
- 登録検査機関の登録等 [A]
  - ・食品衛生法の登録検査機関
- 指定検査機関の指定等 [A]
  - ・食鳥検査法の指定検査機関
- 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 [A]
- 毒劇物営業者の登録等 [A]
- 麻薬営業者等の許可等 [A]
- 麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動 [A]
- 薬物乱用者やその家族からの相談への対応 [A]

## <重点項目>

### 【都道府県労働局】ハローワーク（職業安定、雇用保険等）

- 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業 [A]
- 雇用対策に係る事業主に対する助成 [A]
- 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 [A]
- 両立支援に取り組む事業主への助成 [A]

※1 無料職業紹介については、現行の求人・求職情報に関する全国ネットワークを活用(改良)して、指定都市が実施

※2 雇用保険については、保険者は国とし、指定都市は窓口業務を担う

## <重点項目>

### 【地方農政局】

- 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 [B]
- 食育の推進に関する事務（民間に対する助成・広報啓発） [B]
- 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務  
（民間に対する助成・広報啓発） [B]
- 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 [B]
- 農業構造の改善に関する事務（民間に対する助成） [B]
- 農業を担うべき者の確保に関する事務（民間に対する助成） [B]
- 農地の転用に関する事務 [A]

## <重点項目>

### 【経済産業局】

#### ■新規産業の環境整備に関する事務 [B]

- ・ベンチャー支援事業等

#### ■商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 [A]

#### ■技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 [B]

- ・地域技術の振興に関する事務
- ・産学人材育成パートナーシップに関する事務
- ・情報処理の促進に関する事務

#### ■中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 [B]

- ・ものづくり高度化支援に関連する事務
- ・新連携支援に関する事務
- ・中小企業の地域資源活用に関する事務

## <重点項目>

### 【経済産業局】

#### ■中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 [A]

- ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等
- ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等

#### ■中心市街地の活性化に関する事務 [B]

- ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等

#### ■企業立地促進に関する事務 [B]

- ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等

#### ■消費生活の相談に関する事務 [B]

#### ■伝統的工芸品産業の振興に関する事務 [B]

- ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務等

## <重点項目>

### 【地方整備局】

- 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（指定都市域内で完結する河川） [A]
- 河川等の利用、保全に関する許認可等（指定都市域内で完結する河川） [A]
- 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（高規格幹線道路除く） [A]
- 直轄国道の管理に関する許認可等（高規格幹線道路除く） [A]

※ 河川等及び直轄国道に係る事務・権限の移譲に伴い、それらに係る工事等の入札及び契約等に係る事務・権限についても移譲を求める

※ 国土保全の観点で国が担うべき河川を除く

### [関与の廃止を求める事務・権限]

- 都市計画決定に関する事務手続き（道府県の関与も含む）

## <重点項目>

### 【地方運輸局】

#### ■旅客自動車運送事業の許認可等 [A]

- ・バス事業（路線等が市域内で完結するバス事業（乗合）のみ）

※バス事業では、指定都市が実施しているバス事業（公営企業）の許認可等については自己監督となるため、外部有識者の関与など公平性を担保できる仕組みを構築する

- ・タクシー事業（路線等が市域内で完結する、介護に係るタクシー事業のみ）

### 【地方環境事務所】

#### ■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務 [A]

- ・温室効果ガス排出量の報告受理等

#### ■京都議定書目標達成計画の推進のための地域における地球温暖化対策に関する広報啓発・相談 [B]

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度に関する説明会の実施、相談業務

#### ■地球温暖化防止・二酸化炭素排出抑制等に関する助成（対民間） [B]

- ・地域協議会民生用機器導入促進事業

#### ■土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督 [A]

## 7 国の出先機関から指定都市への助成(国庫補助負担金)

- ✦ 他の国庫補助負担金と同様、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、現行の国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべき。

## 8 道府県との関係

- ✦ 関連する権限が、道府県と指定都市に分割して移譲された場合は、新たな二重行政を生じ、非効率な行政運営となるため、全ての権限を指定都市へ直接移譲すべき。
- ✦ 国の出先機関の許認可権限を指定都市に移譲する際、関連する道府県の権限も併せて指定都市に移譲することで、当該許認可に関する事務を指定都市が一元的に行えるようにすべき。
- ✦ 移譲される国の出先機関の事務・事業(相談、広報、啓発など)について、同種の事務・事業を道府県でも行っている場合は、基本的に道府県の事務・事業を廃止し、基礎自治体優先の原則に基づき指定都市へ税源移譲し、指定都市が一元的に事務・事業を実施できるようにすべき。

～真の分権型社会の実現に向けた新たな大都市制度の創設に関する基本的考え方～

## I 地方分権の推進に関する方針の策定に当たって

この方針は、地方分権の推進に関して、新たな大都市制度のあり方など、真の分権型社会の実現に向けた本市の基本的な考え方を国等へ示していくことによって、市民の理解と支持による世論を形成し、着実に実効性のある取組につなげていくことを目的としている。【方針3頁】

### <国家システムの制度疲労と社会・経済情勢の著しい変化>【方針1頁】

#### 【国家システムの制度疲労】

中央集権的な行財政の仕組みにおける  
・二重行政の無駄  
・法令等に基づく義務付け・枠付け、国等による関与 など

#### 【社会・経済状況の著しい変化】

少子高齢化の進展、大都市圏への人口の集中及び産業・経済活動の集積と地方の疲弊、国際的な都市間競争の激化、経済のグローバル化 など

社会・経済状況の著しい変化に伴い生じた様々な課題や行財政需要に対して、地方自治体が迅速・的確・柔軟に対応し、自主的・自立的に地域の特性を生かして個性豊かな地域づくりを行うことが困難

#### 【地方分権の必要性】

自ら決定し、実行するために必要な事務権限、財源等を有することにより、高い自由度のもとで迅速・的確・柔軟に、自主的・総合的な事務・事業の実施が可能となる制度の構築が必要

### <特に大都市においては>【方針2・3頁】

#### 【指定都市を取り巻く状況の著しい変化】

・国や道府県との二重行政による無駄が顕著  
・様々な都市的課題や大都市特有の行財政需要が著しく増大 など  
⇒指定都市が存する圏域や日本において、指定都市の果たすべき次の役割が更に重要なものに

・様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと  
・都市的課題解決のモデルを提示すること  
・市町村間での水平連携推進とそのセンター機能を担うこと  
・市民の自己決定による市民による自治を充実すること 他

#### 【大都市に関する制度等における問題】

・義務付け・枠付け又は関与が多く存すること  
・包括的な事務権限の不足  
・大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分  
・大都市特例事務に見合う税制上の措置がされていないこと  
⇒指定都市が自らの役割を十分に果たすことが困難

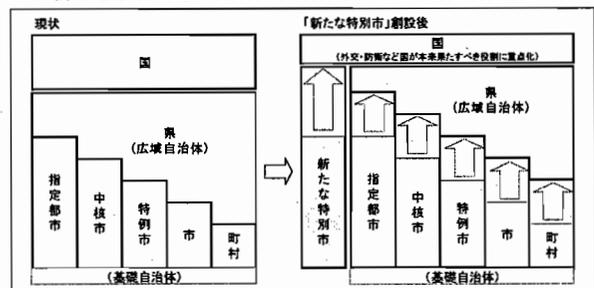
#### 【大都市制度創設の必要性】

指定都市が自らの役割を十分に果たし、その存する圏域や日本の持続的な発展に更に貢献していくためには、国家システムを分権型の行財政の仕組みに転換する中で、自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度を創設することが大きな課題

## II 地方分権の推進に関する基本的考え方

### 1 自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設【方針4・5頁】

#### <「新たな特別市」のイメージ>



※矢印（↑）は、新たな大都市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直しなどに基づき、それぞれが担う事務権限の充実を示す

#### 「新たな特別市」の基本的な考え方

- 法的な位置付け
  - 県に包括されない、県域から独立した地方自治体
  - 基本法である地方自治法等に規定
  - ※指定都市の「新たな特別市」への移行は任意
- 担う事務権限等
  - 様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施するため、基礎自治体と広域自治体の機能を併せ持ち、真に国が担うべき事務権限以外の市域に及ぶすべての事務権限を担う
- 新たな大都市制度を支える税財政制度の構築
  - 「新たな特別市」がすべての地方税を一元的に課し、徴収
- 区の設定
  - 市と区による新たな二重の行財政の仕組みとはせず、行政区を単位とし、その特性を最大限に生かしながら市民による自治の充実を図る

### 2 新たな大都市制度の創設による効果【方針6～8頁】

様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施することができる事務権限と、それを執行するために必要な経費に係る自主財源の確保などに基づく「新たな特別市」による自主的・自立的な行財政運営が可能

#### <市への主な効果>

- 都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと等
- よりきめ細やかな施策の実施による、自己決定力の高い、市民による自治の充実
- 都市的課題の解決モデルの周辺都市等への提示
- 広域的な行政課題等について、効果的・効率的な水平連携の推進

#### <市民への主な効果>

- 多様なニーズに対応した更に効果的・効率的な市民サービスの享受
- 行財政運営の一元化による行政の透明性の向上（税の使途の明確化、重複の手続の解消等）
- 地域の活力や市民の課題解決能力が生かされることによる、自己決定力の高い、市民による自治の充実

#### <周辺都市等への主な効果>

- 「新たな特別市」の提示する都市的課題解決モデルの活用
- 「新たな特別市」が中心的な役割を担う水平連携への参加
- 「新たな特別市」への事務委託の活用
- 相乗的な経済効果の享受等

「新たな特別市」の存する圏域や日本の持続的な発展への大きな貢献

### <新たな大都市制度創設が実現するまでの間>

#### 3 地域主権改革への対応等【方針9～13頁】

- 事務権限の移譲への対応
  - 「基礎自治体優先の原則」に基づき、関係する事務権限の包括的な移譲が必要
  - （本市の対応）
    - 市民サービス向上の視点による制度構築と体制整備、密接に関連する事務権限の移譲に向けた県との調整
    - 国の出先機関の事務・権限、財源、人員等の取扱いについての基本的な考え方の整理と国への提案等
- 法令に基づく義務付け等の廃止・縮小への対応
  - 義務付け・枠付け又は関与は、原則としてすべて廃止することが必要
  - （本市の対応）
    - 地域の実情を踏まえた独自性、近隣都市との連続性・広域性、他の制度との均衡・連動性を総合的に勘案した基準の条例化
- 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築
  - 国と地方の「税の配分」の是正（当面「国5：地方5」、さらに国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分）に
  - 大都市特有の財政需要に対応した都市税源（法人住民税、地方消費税）の拡充強化
  - 大都市特例税制の創設 など

#### 4 新たな大都市制度の創設に向けて【方針14頁】（取組の方向性）

- 「新たな特別市」の具体的な仕組みなどを引き続き検討
- 他都市との連携の充実と国への提案等の実施